

福山市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しに関して必要な事項を定め、各種行事にAEDを貸出すことにより、心肺停止者への迅速な救命活動に備えるとともに、広く市民にAEDの機能に対する普及啓発を行い、市民の安心と安全の確保を図ることを目的とする。

（貸出対象）

第2条 AEDの貸出対象は、市内で開催されるスポーツ大会、講演会、コンサート等各種行事とする。

（AEDの管理場所）

第3条 この要綱により貸出しを行うAEDは、総務局総務部危機管理防災課において管理する。

（貸出要件）

第4条 AEDの貸出しに際しては、医師、看護師、保健師、救急救命士又はAEDに係る普通救命講習を修了した者が、貸出対象となる行事の開催期間を通じてその会場に常時配置されていることとする。

（貸出期間及び台数）

第5条 AEDの貸出期間は、貸出しの日から7日以内とし、貸出台数は1行事につき1台とする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合はこの限りではない。

（貸出手続き）

第6条 AEDの貸出しを受けようとする者は、「自動体外式除細動器（AED）貸出申請書」（様式第1号）を、貸出希望日の45日前から5日前までの間に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸出しの承認又は不承認を決定し、「自動体外式除細動器（AED）貸出承認・不承認通知書」（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定によりAEDの貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、「自動体外式除細動器（AED）貸出承認通知書」を持参し、第3条の管理場所において貸付けを受けるものとする。

(経費負担)

第7条 AEDの貸出料は、無償とする。

2 貸出期間中におけるAEDの運搬、維持管理等に要する経費は使用者が負担するものとする。

(貸出中の管理等)

第8条 使用者は、AEDを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

2 使用者は、AEDを目的以外に使用してはならない。

3 使用者は、AEDを転貸し、又は譲渡してはならない。

4 使用者は、AEDを紛失、破損等させたときは、これを賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

(貸出しの中止・返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれか該当するときは、AEDの貸出しを中止し、返還させることができる。

(1) 第4条の要件を満たさなくなると認められるとき。

(2) 前条の規定に違反したと認められるとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(返却)

第10条 使用者は、貸出期間終了後、速やかにAEDを返却し、「自動体外式除細動器(AED)使用実績報告書」(様式第3号)を提出するものとする。また、AEDを紛失、破損等させた場合においては、「自動体外式除細動器(AED)破損等報告書」(様式第4号)を併せて提出しなければならない。

附 則

この要綱は、2007年(平成19年) 6月 1日から施行する。

この要綱は、2014年(平成26年) 11月 12日から施行する。

この要綱は、2016年(平成28年) 4月 1日から施行する。